

(整理番号 2101)

## 長野地方最低賃金審議会

### 第1回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和3年6月28日 10時00分～10時35分 長野労働局2階 会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 5人	定数 5人
	労働者代表委員	出席 5人	定数 5人
	使用者代表委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 長野地方最低賃金審議会運営規程等について 2 長野地方最低賃金審議会の運営について 3 長野県最低賃金の改正決定の諮問について 4 長野県最低賃金専門部会の構成について 5 長野地方最低賃金審議会日程について 6 関係労使からの意見の聴取について 7 その他		
議事録	<p>○浜賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より令和3年度第1回長野地方最低賃金審議会を開催いたします。会長、会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。賃金室長の浜と申します。よろしくお願いいたします。はじめに定足数の確認です。本日は委員総数15名中全員のご出席をいただいております。3分の2以上の出席がありますことから、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告します。</p> <p>本日は令和3年度第53期審議会委員による初めての総会でありますのでお配りしてございます資料No.1「長野地方最低賃金審議会委員名簿」の順番に沿って委員のご紹介を申し上げます。</p> <p>まず、公益代表から、倉崎委員、昆委員、本年度から御就任いただきました沼尾委員、山本委員、吉村委員でございます。続きまして労働者代表の岩崎委</p>		

員、財津委員、櫻井委員、堂込委員、山口委員、使用者代表の井出委員、本年度から御就任いただきました葦山委員、中村委員、丸田委員、同じく本年度から御就任いただきました山岸委員でございます。

次に、長野労働局長及び本審議会の事務局職員にも異動がございましたので、紹介させていただきます。小野寺労働局長です。紀伊労働基準部長です。鈴木賃金指導官です。あらためまして賃金室長の浜でございます。いずれも新任となりまして宮澤室長補佐は昨年からの引き続きとなります。よろしくお願いたします。

それでは最初に小野寺労働局長から御挨拶申し上げます。

#### ○小野寺労働局長

おはようございます。あらためまして長野労働局長の小野寺でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、令和3年度第1回長野地方最低賃金審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

また、本審議会のみならず、日頃より労働行政の推進につきまして、多大なる御支援と御理解をいただきまして、この場をお借りして改めて御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

さて、本年度における最低賃金の改正につきましては、先週6月22日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金の改正目安諮問が行われたところでございます。地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならないとされております。こうした趣旨に沿い、また先ほど申し上げた中央最低賃金審議会の動向等も踏まえまして、本日、長野県最低賃金の改正決定につきまして諮問させていただきたいということでございます。

いろいろ各報道機関でも報道されておりますが、長野県内の経済情勢につきましては、6月4日の日本銀行松本支店発表の金融経済動向では、「長野県経済は、厳しい状況が続いているものの、持ち直しつつある」、「雇用・所得は、弱めの動きが続いている」とされているところでございます。また、我々労働局でも雇用情勢というものを毎月発表させていただいております。直近の4月の雇用情勢を見ますと、有効求人倍率は1.30倍と、前月を0.05ポイント上回り、全国の1.09倍を上回っている状況にございます。これを総じて我々労働局といたしましては、「一部に弱い動きが続いているものの、改善が進んでいる状況にある」と判断しているところであります。

長野労働局といたしましても、ハローワーク、労働基準監督署はもとより、労使関係各位などにもご協力をいただきながら、賃金引き上げに係る各種助成金をはじめ、各種支援に取り組んでいるところでございます。

各委員の皆様におかれましては、例年厳しい日程でのご審議ということになり、大変ご苦勞をおかけしておりますが、引き続き、審議会の円滑な運営に御理解と御協力を賜りますことをあらためてお願い申し上げます。冒頭の挨拶

とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○浜賃金室長

次に、会長及び会長代理の選出についてお諮りします。

最低賃金法第24条で会長及び会長代理は、公益委員の中から選出することとされていますので、この規定に従って公益委員の皆様でご協議いただくということで、いかがでしょうか。

< 「異議なし」の声 >

○浜賃金室長

それでは、公益委員の皆様方でご協議をしていただいて、発表をお願いいたします。

○吉村委員

協議の結果、会長には倉崎委員にお就きいただいて、会長代理には私吉村が務めさせていただくということで、ご報告いたします。

○浜賃金室長

それでは確認いたします。公益委員の皆様によるご協議の結果、ご提案いただきました会長に倉崎委員、会長代理に吉村委員と、それぞれご就任していただくことでよろしいでしょうか。

< 「異議なし」の声 >

○浜賃金室長

それではこれからの審議につきまして倉崎会長、よろしく願いいたします。

○倉崎会長

今年度、審議会の会長に就任いたしました倉崎でございます。私は審議会の委員になって7年目になりますけれども、これまでの当県の審議においては、労使双方が誠実な協議をして、その中で労使双方にとってより良い、より好ましい結論を生み出してきたという経過があったと認識しております。

今年度の課題ですけれども、やはり昨年度同様、新型コロナウイルス蔓延に伴う労使双方に与えた打撃にどう向き合うかということが避けて通れない問題と考えておりますので、今ほど申し上げましたとおり、これまでも労使双方の誠実な協議によってより良い結論を出してきたところではありますけれども、そうした課題も踏まえ、さらに十分な協議が必要になってくるものと思います。私も会長就任今年1年目でございますので、進行の中で色々至らぬ点等あるとは思いますが、労使の協力関係の中で賃金も一つの労使の信頼関係の証

と認識しておりますので、労使双方の誠実な協議の中で、双方にとって好ましい結論に至れるよう力を尽くさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは本日の議題ですが、1 長野地方最低賃金審議会運営規程等について、2 長野地方最低賃金審議会の運営について、3 長野県最低賃金の改正決定の諮問について、4 長野県最低賃金専門部会の構成について、5 長野地方最低賃金審議会日程について、6 関係労使からの意見の聴取について、7 その他を予定しています。

それでは、本日の議事録署名人を指名します。労働者代表委員からは山口委員、使用者代表委員からは井出委員にお願いいたします。

さて、本審議会は、長野地方最低賃金審議会運営規定第6条第1項に基づき、公開が原則とされています。事務局で本日開催の14日前に、公開の公示をしたところ、1件の傍聴の申し込みがあり、本日、傍聴していただいておりますことを報告させていただきます。また、報道機関3社が取材に見えております。

それでは、議題1の「長野地方最低賃金審議会運営規程等について」に入ります。事務局での説明をお願いします。

#### ○浜賃金室長

それでは、運営規程および公開要綱の概要を説明いたします。

長野地方最低賃金審議会は、最低賃金法及び最低賃金審議会令により運営されておりますが、これらに規程がないものについて、運営規程等を定めているものです。資料 No. 2 長野県地方最低賃金審議会運営規程と、資料 No. 3 長野地方最低賃金審議会会議公開要綱をご覧ください。昨年度までと内容に変更はございませんが、新任の委員の方々がいらっしゃいますので、主な事項のみ簡単にご説明させていただきます。

まず運営規程第3条です。会長は、審議会の議決により委員を指名して小委員会の設置ができると定められております。続きまして第6条、会議の公開についての規程となりまして、原則公開で行われますが、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れがある場合等につきましては、非公開とすることができ旨が定められております。第7条の議事録及び資料の公開についても、同様の取り扱いが定められております。

最後に公開要綱です。審議会の公開に関しての具体的な取り扱いについて、定められたものとなっております。その他の項目も含めまして、また後ほどお目通しをいただければと思います。説明は以上でございます。

#### ○倉崎会長

ただいま説明のありました運営規程及び公開要綱について、御意見ありませんでしょうか。

< 意見なし >

○倉崎会長

意見がなければ昨年度のとおりとします。

次に議題2の「長野地方最低賃金審議会の運営について」に入ります。

審議会運営の基本的な事項につきましては、従来から運営問題小委員会、いわゆる運小を設置して審議してきております。また、特定最低賃金の改正決定の必要性に関する事項等については、従来から特定最低賃金検討小委員会、いわゆる検小を設置して審議してきております。

第53期においても従来と同様に、運小・検小、2つの小委員会を設置するということがいかがでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

○倉崎会長

では、委員の皆さんからご異議がないようですので、運営問題小委員会及び特定最低賃金検討小委員会を設置することといたします。両小委員会の委員構成は、従来から公・労・使で各3名、計9名で構成し、審議していただいておりますので、委員の構成はそれぞれ3名ということでよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

○倉崎会長

ただ今ご承認いただきましたので、公益・労働者・使用者各委員の人選をお願いいたします。人選が終わりましたら、事務局が配付した用紙に記入の上、事務局へ提出していただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

そろいましたら事務局で発表をお願いします。

○浜賃金室長

それでは人選結果につきまして、各側五十音順に申し上げます。

まず運営問題小委員会です。公益委員、倉崎委員、昆委員、沼尾委員、労側、岩崎委員、財津委員、山口委員、使側、井出委員、聲山委員、中村委員、

特定最低賃金検討小委員会でございます。公益、倉崎委員、昆委員、沼尾委員、労側、岩崎委員、財津委員、山口委員、使側、井出委員、聲山委員、中村委員、以上で間違いございませんでしょうか。

< 「はい」の声あり >

○倉崎会長

では、ただいまの報告のとおり指名することといたしますがよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

○倉崎会長

ご承認をいただきました。

次に、議題3の「長野県最低賃金の改正決定の諮問について」に入ります。  
事務局よろしくお願いたします。

○浜賃金室長

それでは、最初に長野労働局長から長野地方最低賃金審議会 倉崎会長に諮問文をお渡しいたします。

○小野寺労働局長

長野地方最低賃金審議会会長倉崎哲矢殿、長野県最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法第12条の規定に基づく長野県最低賃金の改正決定に関して、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配意した貴会の調査審議をお願いする。長野労働局長小野寺喜一。  
よろしくお願いたします。

< 長野労働局長から長野地方最低賃金審議会会長へ諮問文を交付 >

○倉崎会長

次に、議題4の「長野県最低賃金専門部会の構成について」に入ります。先程、諮問のありました長野県最低賃金については、最賃法第25条第2項の規定に基づき、専門部会を設置して審議することになります。専門部会の構成について、事務局から御説明をお願いします。

○浜賃金室長

専門部会は、最低賃金法第25条第4項の準用による第25条第3項により公・労・使各側同数、また、最低賃金審議会令第6条第1項により9名以内の構成とされているところです。長野地方最低賃金審議会では、専門部会を各側3名による9名の構成としているところです。

事務局からの説明は以上でございます。

○倉崎会長

只今御説明いただいたとおり、専門部会は各側3名による合計9名の構成としているとのことですので、今年も同じ構成としたいと考えますが如何でしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

○倉崎会長

それでは、各側3名による合計9名の構成といたします。事務局で何か説明はありますか。

○浜賃金室長

只今、御審議いただいたとおり、専門部会の構成を各側委員3名ずつの合計9名と御承認いただきましたので、本日6月28日付けをもちまして専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。推薦締切日は7月13日(火)といたします。併せて、関係労使の意見の聴取に関する公示についても、同様に本日付けで行うこととし、その締切日は7月19日(月)といたします。事務局からの説明は以上でございます。

○倉崎会長

只今の事務局の説明について、質問等がありますか。

< 意見なし >

○倉崎会長

続いて議題5の「審議会日程」に入ります。事務局から説明してください。

○浜賃金室長

資料No.5の長野地方最低賃金審議会日程表(案)をご覧ください。事務局案を提案させていただきます。運営問題小委員会、案といたしまして7月20日(火)午前10時00分から、特定最賃検討小委員会、案といたしまして7月20日(火)午前10時30分から、第2回審議会、案といたしまして7月28日(水)午後2時00分から。

審議会及び専門部会の日程といたしましては、10月1日の改正発効を目処に、仮の日程を当てはめさせていただきました。具体的な改正発行日、専門部会の設置等につきましては、運営問題小委員会で御審議いただき、また、各委員の皆様方の日程につきましては、別途照会させていただいた上で整理・調整して参ります。説明は以上でございます。

○倉崎会長

ただいま事務局から説明がありました、当面の日程ですが、どうでしょうか。運営問題小委員会、検討小委員会の委員の皆様方、よろしいでしょうか。

< 意見なし >

なお、今後、日程等の変更が生じた場合は、事務局で早急に各委員と日程調整を行い、各委員まで連絡をしてください。

続いて、議題(6)の「関係労使からの意見の聴取について」に入ります。例年ですと実地視察を行い、その場において関係労使から最低賃金に関する意見を聴取し、最低賃金審議会の審議に反映させておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実地視察は行わないこととしたと

ころです。本年度においても審議会委員の皆様から事前承認いただいたとおり、従来の実地視察は行わないことにしました。なお、関係労使からの意見の聴取方法については、事務局から御説明をお願いいたします。

○浜賃金室長

資料No.7をご覧ください。只今、会長から御説明のありました関係労使からの意見の聴取方法につきまして文書の後段なお書き以降に記載がありますとおり、長野県最低賃金の改正諮問が行われた際は、同日付けをもって長野県最低賃金改正に関する意見聴取に係る公示を行います。この公示の期間中に提出された意見書につきましては、従来どおり、当審議会において資料として配布し、意見の趣旨等を事務局で説明させていただき、最低賃金の御審議に反映いただきたいと思っております。

これに加え、関係労働者及び関係使用者を審議会へ招致の上、直接「意見陳述」してもらふことにより、最低賃金改正等に係る意見を聴くことといたしまして「意見陳述」の内容は、同じく最低賃金の御審議に反映いただきたいと思っております。

なお、意見陳述人の選定につきましては、最低賃金の改正に影響が大きいと思われる業種から事務局で選定させていただき、選定後は運営問題小委員会で御承認いただくこととしております。

事務局からの説明は以上です。

○倉崎会長

事務局から提案のあった関係労使からの意見の聴取方法につきまして、何か御意見はございますか。

よろしいですかね。それでは、関係労使からの意見の聴取については、只今事務局で説明があったとおりとします。

○倉崎会長

それでは、議題(7)の「その他」に入りますが、事務局で何かありますか。

○浜賃金室長

先ほど御審議いただき御了承いただきました審議会日程の直近の予定と開催場所につきまして、あらためて確認させていただきます。

7月20日(火)午前10時00分から運営問題小委員会、長野労働局2F会議室、この会場、この場所で行います。7月20日(火)午前10時30分から特定最賃検討小委員会、引き続きこの場所で行います。7月28日(水)午後2時00分、第2回本審議会、長野労働局2F会議室、この会場この状態での開催とさせていただきます。別途正式にご通知差し上げますが、各委員の皆様には御出席をお願い申し上げます。

また、現時点の経済状況等の資料をNo.9からNo.15で配布させていただいています。今後の審議の基礎資料としていただければと思いますが、今後開催されます本審及び各専門部会には、最新の資料提供をさせていただきたいと考えております。

○倉崎会長

労働者代表委員の方から何かありますか。

○山口委員

連合長野として毎年賃金調査を行っております。例年通り、それをまとめたものを審議の参考になればという事で皆さんにお配りさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

< 全員承諾を確認、事務局で配付。 >

○倉崎会長

補足とか。

○山口委員

はい、今、お配りをさせていただきましたのは2020年、昨年の賃金改定の内容でございます。コロナ禍で厳しい状況ではありましたが、その実態も踏まえた約40,000名弱の長野県で働く者の賃金調査をまとめたものでございます。どうか、この審議の参考にしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○倉崎会長

使用者代表委員の方では何かありますか。

< 「特にございません」との声あり。 >

○倉崎会長

それでは、特にないようですので、本日はこれで閉会とします。

閉会